

我孫子市農業振興地域整備計画の管理要領

(趣旨)

第1条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき定めた我孫子市農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）の変更その他の管理に関する事務については、法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「政令」という。）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(自主性及び自立性)

第2条 市長は、前条の農振計画の変更その他の管理に関する事務が自治事務であることを踏まえ、市の自主性・自立性を積極的に発揮してその事務を執り行うものとする。

2 前項の事務において、農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日12構改C第261号・農林水産省構造改善局長通知）その他の国又は県の技術的助言は、参考として取り扱うものとする。

(農振計画変更案の意見聴取)

第3条 市長は、法第13条第1項又は第2項の規定により農振計画を変更する場合は、その計画変更案について、次に掲げる者の意見を聴くものとする。

- (1) 我孫子市農業振興協議会条例（昭和50年条例第7号）第1条の規定により設置された我孫子市農業振興協議会（以下「農振協議会」という。）
- (2) 農業協同組合
- (3) 土地改良区
- (4) 農業委員会

2 市長は、前項の規定により得た意見を農振計画変更案に反映させるよう努めるものとする。

3 第1項の計画変更が次の各号に掲げる軽微な変更該当するときは、市長は、同項で掲げる者の意見を聴かずに計画変更の公告を行うことができるものとする。ただし、この公告を行ったときは、第1項で掲げる者に当該計画変更事項を報告するものとする。

- (1) 政令第10条第1項第1号に規定された軽微な変更
- (2) 政令第10条第1項第3号及び第4号に規定された軽微な変更のうち、変更手続を速やかに行い、ただちに事業を実施する必要があると市長が認めたもの

(農振計画変更案の作成)

- 第4条 法第13条第2項に規定する要件を満たし、農用地等（法第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農振計画変更案の作成は、あらかじめ、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを計画する者（以下「計画者」という。）から農業振興地域整備計画変更協議書（別記様式1）（以下「協議書」という。）を提出させ、その協議にかかる除外後の土地利用計画が適当であると認められる場合に限り、行うものとする。
- 2 協議書の提出を受ける場合は、計画者から農振計画変更相談書（別記様式2）を事前に提出させ、本要領第5条各項の規定に照らした問題点等を整理した上で必要な調整を図るものとする。
 - 3 前2項の規定は、農用地区域内にある土地の用途区分を変更する場合又は農用地区域外の土地を農用地区域に編入する場合の農振計画の変更について準用する。ただし、農用地区域に編入する場合で、法第10条第3項各号の規定に該当する土地を編入する場合を除く。
 - 4 法第10条第4項の規定により農用地区域に含めないものとされる土地を農用地区域から除外するために行う農振計画の変更については、その土地に係る事業者等から協議書に準じた書類を提出させ、それをもとに農振計画変更案を作成するものとする。

(計画変更に係る協議書の審査)

- 第5条 前条第1項の規定による農振計画変更案の作成は、協議書について、次の各号に掲げる事項に関する適否、整合性、調和性等を審査し、適当であると判断される場合に限り、行うものとする。
- (1) 法、政令、省令及び他の関係法令の要件等
 - (2) 市の条例、規則及び関係規程等の要件等
 - (3) 市の総合計画その他農業振興に関連する諸計画及び市の重要な施策
 - (4) 地域における農業振興上の必要性
 - (5) 周辺自然環境、生活環境及び営農環境との調和
- 2 前項に規定する第4条の規定による変更協議に係る変更後の土地利用が、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく許可その他法令等に基づく許認可や協議、届出等の手続を必要とする場合は、それらの手続が完結しているか、又は確実に完結する見込みがあるかどうかを審査するものとする。
 - 3 第1項に規定する変更協議に係る変更後の土地利用が、悪臭や騒音等を発生させることにより周辺住民の健康など市民生活に大きな影響を及ぼし、住宅都市としての機能が著しく損なわれると危惧されるものについては、十分な対策が講じられる

と認められる場合を除き、原則として同項第5号に適合しないものとみなして計画変更案を作成しないものとする。

(既存農家の経営改善への配慮)

第6条 市内で相当な期間にわたり営農している農家等が現在の経営を維持し、又は改善するために必要とする事業を行う際の計画変更案の作成においては、前条第1項第5号の審査は、営農支援の観点から特段の配慮を行うものとする。

(農振計画変更の時期)

第7条 農振計画の変更は、緊急を要するものその他特に必要と判断されるもの以外は、原則として法第13条第1項の規定により行う農振計画の全体見直しと合わせて行うものとする。

(土地利用についての勧告)

第8条 法第14条第1項の規定により行う勧告は、指定した用途に供すべきことを口頭又は書面により求めたにもかかわらず、同項に規定する者がこれに従わない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 農用地区域内にある農用地等において、土砂の流出、崩壊、洪水、湛水、飛砂、飛石、地盤の沈下その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあると認められるとき。

(2) 農業用排水施設（以下この号において「排水施設」という。）が損壊される場合、排水施設に土砂等が流入して用排水が停滞する場合、排水施設に汚濁水が流入する場合、排水施設に過大な水が流入して農地等に溢水する場合など、農用地区域内にある農用地等に係る排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農振計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2 前項の勧告は、必要に応じて農業委員会、土地改良区、県農林振興センターなどの関係機関と協議し、連携して行うものとする。

(調整会議)

第9条 農振計画を総合的に管理するために、次の職にある者を委員とする農振計画管理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- (1) 環境経済部長
- (2) 農業委員会事務局次長
- (3) 都市計画課長
- (4) 宅地課長

- (5) 企画課長
 - (6) 手賀沼課長
 - (7) 農政課長
- 2 調整会議は、次の事項について協議、調整又は審査を行う。
- (1) 農振計画に係る総合的調整に関すること。
 - (2) 第3条第2項に規定する意見の反映に関すること。
 - (3) 協議書の審査に関すること。
 - (4) 法第11条第2項の規定により提出された意見の取扱い及び同条第3項の規定により提出された異議の申出の取扱いに関すること。
 - (5) その他農振計画の管理に必要なこと。
- 3 調整会議に会長及び副会長1人を置き、会長には環境経済部長を、副会長には農政課長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を取りまとめ、調整会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 調整会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。
- 7 調整会議の庶務は、農政課において処理する。
- 8 調整会議の協議、調整又は審査の結果は、農振計画の変更その他の農振計画に係る関係事務に反映させるものとする。
- 9 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
- 10 会長は、案件により会議招集を省略することが適当と判断した場合は、書面持ち回りによる協議、調整又は審査に代えることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、農振計画の変更手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。